

議案第87号関連資料

明石市議会議員及び明石市長の選挙における選挙運動の公営に関する
条例の一部改正について

1 改正の理由

明石市議会議員及び明石市長の選挙における選挙運動の公営経費については、条例で限度額を定めており、この限度額については公職選挙法施行令で規定されている国会議員選挙に係る公営経費の限度額に準じた額となっております。

国会議員選挙の公営経費は、3年に一度の参議院議員通常選挙の年に見直しが行われており、令和元年10月の消費税増税（8%から10%）や昨今における原材料等の物価高騰による影響を踏まえ、本年、限度額を引き上げる公職選挙法施行令の一部改正が行われましたので、条例に規定する選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成に要する公営経費について、改正を行おうとするものです。

2 改正の内容

(1) 選挙運動用自動車の使用に係る公営経費（条例第4条関係）

公営経費の区分	改正後	改正前	増減額
自動車の借入費（1日）	16,100円	15,800円	+300円
自動車の燃料費（1日）	7,700円	7,560円	+140円

(2) 選挙運動用ポスターの作成に係る公営経費（条例第9条関係）

公営経費の区分	改正後	改正前	増減額
(選挙区のポスター掲示場の数が500以下の場合)			
企画費	316,250円	310,500円	+5,750円
一枚当たり印刷費	541円31銭	525円06銭	+16円25銭
(選挙区のポスター掲示場の数が500を超える場合)			
企画費と上記一枚当たり印刷費に500を乗じた額を加えた金額	586,905円	573,030円	+13,875円
500を超える一枚当たり印刷費	28円35銭	27円50銭	+85銭

※本市のポスター掲示場数：527箇所（R4.11.1現在）

(3) 選挙運動用ビラの作成に係る公営経費（条例第13条関係）

公営経費の区分	改正後	改正前	増減額
ビラ作成費 （一枚当たり）	7円73銭	7円51銭	+22銭

3 施行期日等

公布の日から施行し、施行日以後に告示される選挙から適用します。